

## 処分基準（公表用）

様式第4号

所管部(局)・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令	法令番号	昭和51年政令第132号				
手続名	改善計画の認定取消	根拠条項	第3条第3項				
処 分 基 準	<p>「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令」第3条第3項、「漁業経営改善制度の運用について」第5「改善計画の認定取消手続等」の規定による。</p> <p>「漁業経営改善制度の運用について」 第5 改善計画の認定取消手続等</p> <p>1 認定行政庁は、改善計画の遂行に著しい支障が生じており改善計画に基づく漁業経営の改善のための措置（計画的な資源管理又は漁場改善の取組など改善指針に照らして適切にとるべき措置を含む。）が実施されていないなど、漁業者又は漁業協同組合等が改善計画に従って漁業経営の改善のための措置を行っていないと認めるときは認定を取り消すことができる（令第3条第3項）。</p> <p>ただし、認定を受けた漁業者又は漁業協同組合等が相応の努力をした場合でも、資源量の変動等やむを得ない事由により指標が達成できない場合もあることから、設定した指標が計画どおりに達成されていない場合であっても、当該指標を達成できなかったことについてやむを得ない事由があると行政庁が認めるときは、改善計画の認定の取消しは行わないものとする。</p>						
対応 区分	1 聴聞の実施 弁明の機会の付与	処理 機関	生産者支援課	交付 機関	生産者支援課	目次	